

## Actus Newsletter

## 中小企業向けの設備投資に関する優遇税制



物価上昇や人手不足、DXへの対応が経営課題となる中、企業の生産性向上に向けた設備投資の重要性は一段と高まっています。国も「国内投資の拡大」を重要な課題に掲げ、税制優遇や補助金により企業の投資を後押ししています。今回は、中小企業が設備投資を行う際に活用したい主な優遇税制についてご紹介します。

## ■ 中小企業投資促進税制と中小企業経営強化税制

中小企業向けの設備投資に関する優遇税制のうち、特によく利用されるものは、次の2つです。

		中小企業投資促進税制	中小企業経営強化税制
対象企業		青色申告書を提出する中小企業者等(資本金額1億円以下の法人等)※1	
適用期間		令和9年3月31日までに対象設備を取得等して指定事業(電気業、水道業、鉄道業、航空運輸業、銀行業、娯楽業(映画業を除く)等を除く)の用に供すること	
適用対象設備 (中古資産を除く)		次のもので指定事業の用に供するもの ・機械装置:160万円以上 ・測定工具及び検査工具:120万円以上 ・ソフトウェア:70万円以上 ・貨物自動車:3.5t以上 ・内航船舶:取得価額の75%	経営力向上計画に基づき取得する経営力向上に著しく資する設備等で、一定の設備※2 ・機械装置:160万円以上 ・工具器具備品:30万円以上 ・建物附属設備:60万円以上 ・建物及び附属設備:合計1,000万円以上※3 ・ソフトウェア:70万円以上
選択適用	特別償却	取得価額の <b>30%</b>	取得価額の <b>100%</b> (即時償却)※3
	税額控除	<b>7%</b> (資本金3,000万円以下の法人に限る)	<b>10%</b> ※3 (資本金3,000万円超1億円以下の法人は <b>7%</b> )
	限度額	税額控除額の上限は法人税額の <b>20%</b> (超える金額は <b>1年間繰越可能</b> )	
適用手続き		申告のみ	所定の手続き必須

※1 経営力向上計画の認定を受けられる事業者は従業員数2,000人以下に限られます。

※2 一定の設備には、生産性向上設備(A類型)・収益力強化設備(B類型)・経営資源集約化設備(D類型)・経営規模拡大設備等(E類型)の4つの種類があります。

※3 建物及び附属設備はE類型に限られ、特別償却15%または取得価額の1%の税額控除となります。

## ■ 特定生産性向上設備等投資促進税制

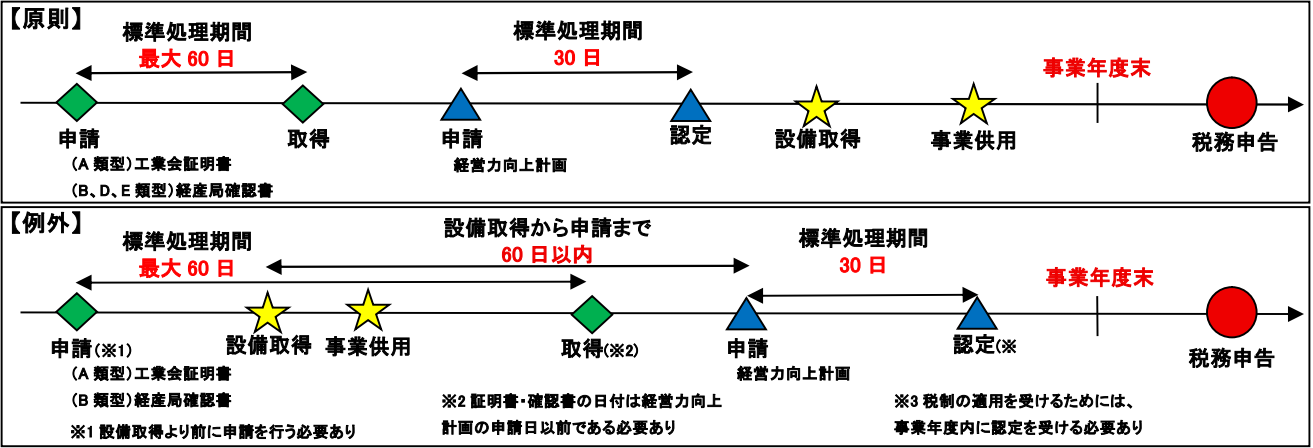
中小企業経営強化税制などと比較して法人規模に制限がなく、かつ、全業種を対象としている点が特徴の大胆な投資促進税制として、令和8年税制改正で創設された特定生産性向上設備等投資促進税制があります。

この制度は、投資計画全体で35億円以上(中小企業者については、5億円以上)の設備投資が対象とし、生産性向上に資する以下の資産が対象になります。取得年度に全額費用化できる即時償却、または法人税から控除する税額控除のいずれかを選択できます。なお、控除税額は、法人税額の20%を上限とし、控除限度超過額は一定要件を満たせば3年間の繰越しが可能です。また、本制度利用には、事前に経済産業大臣の確認を受けることが必須であり、その投資期間中は、一定の投資税制との併用ができない点には注意が必要です。

設備の種類	対象設備(生産等設備) ※中古資産、貸付用除く	即時償却・税額控除
機械装置	1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの	即時償却 税額控除:取得価額の <b>7%</b>
工具及び器具備品	1台又は1基の取得価額が120万円以上のもの (1台又は1基の取得価額が40万円以上で、かつ、一事業年度におけるその取得価額の合計額が120万円以上のものを含む)	
ソフトウェア	一の取得価額が70万円以上のもの	
建物	一の取得価額が1,000万円以上のもの	即時償却 税額控除:取得価額の <b>4%</b>
建物附属設備	一の取得価額が120万円以上のもの(一の取得価額が60万円以上で、かつ、一事業年度におけるその取得価額の合計額が120万円以上のものを含む)	
構築物	一の取得価額が120万円以上のもの	

**Q1. 中小企業経営強化税制の所定の手続きとはどのようなものですか。**

A 中小企業経営強化税制の適用は、各類型に応じた証明書または確認書を取得し、設備投資等により生産性向上を図る取組内容を記載した「経営力向上計画」を策定、申請のうえ認定を受ける必要があります。また、原則として、経営力向上計画の認定を受けた後に設備を取得する必要があります。



出典：中小企業庁「中小企業等経営強化法に基づく支援措置活用の手引き」一部加工

**Q2. 中小企業経営強化税制について計画認定後に追加で資産を取得した場合はどうなりますか。**

A 計画認定後に追加で取得する場合や取得資産を変更する場合には、経営力向上計画を変更し、変更認定を受ける必要があります。計画変更の際も、追加または変更して取得する資産について、工業会証明書 (A 類型) または経済産業大臣 (経産局) の変更確認書 (B、D、E 類型) の添付が必要です。

**Q3. 経営力向上計画を活用した支援措置はありますか。**

A 経営力向上計画を活用した支援措置は様々なものがあります。その中でも日本政策金融公庫が実施している「新事業活動促進資金」による融資制度があります。設備投資に必要な資金について、貸付限度額 14 億 4,000 万円・貸付期間 20 年以内 (据置期間 2 年以内) で融資を受けることが可能です。

**Q4. 設備投資に関して活用できる補助金はどのようなものがありますか。**

A 設備投資に関して活用可能な主な補助金は下記のとおりです。これらの補助金は、経済産業省が管轄する制度であり、事業計画を作成し、計画の認定を受けることで補助金を受け取ることができます。

	補助限度額	補助率	内容
ものづくり補助金	3,000 万円	1/2	新製品・新サービス開発、業務効率化の設備投資支援
デジタル化・AI 導入補助金	5～450 万円	1/2～2/3	業務効率化・DX 化を目的とした IT ツール導入支援
小規模持続化補助金	50 万円	2/3	販路開拓・広報・広告費の補助 (小規模事業者向け)
省力化投資補助金	200～8,000 万円	1/2～2/3	自動化・省力化設備の導入支援

ア ク タ ス 税 理 士 法 人



- 【赤坂事務所】 東京都港区赤坂4-2-6住友不動産新赤坂ビル2F TEL:03-3224-8888
- 【立川事務所】 東京都立川市曙町2-37-7 コアシティ立川5F TEL:042-548-8001
- 【大阪事務所】 大阪市西区江戸堀1-5-16 JMFビル肥後橋01 9F TEL:06-6676-8172
- 【長野事務所】 長野県飯田市松尾上溝2700-1 MATOIビル2F TEL:0265-59-8070
- 【名古屋事務所】 愛知県名古屋市中丸の内2-19-32パインツリー丸の内 TEL:052-228-7845

<https://www.actus.co.jp> [info@actus.co.jp](mailto:info@actus.co.jp)

アクタス ウェビナー